# 資料編

## 1 参考指標

	指標	現状	目標値
方針1	地域で助け合いができていると思う市民の 割合	令和3年度 46.8%	50% (令和7年度)
	自立相談支援による就労決定件数	令和2年度 32人	35 人 (令和7年度)
方針2	多機関協働推進会議でのプラン作成件数	令和3年度 2件	12件 (令和7年度)
<b>プ</b> ] 型   乙	成年後見制度の認知割合	令和元年度 28.6% ※非認定高齢者	50% (令和7年度)
方針3	協働のまちづくりができていると思う割合	令和3年度 16.7%	21% (令和7年度)

#### 施策に関連する現状(関連する調査の結果) 2

本計画の施策に関連して、以下の項目について、現状を整理しています。

(1) 地域の助け合い・地域活動・まちづくりに関する調査結果 (施策1・4・12)

ア 市民の助け合い・地域活動(地区別)
イ 協働のまちづくりへの理解
ウ 外国籍の人等への理解

エ 高齢者の地域活動や助け合い

オ 障害者の地域共生に関する項目

(2) 防災に関する調査結果

(施策3)

ア 市民の防災意識・準備

イ 障害者の災害時等の避難に関する項目

(3) 困り事・相談に関する調査結果

(施策5)

ア 市民の不安・悩み

イ 高齢者の困り事・相談相手

ウ 認定者・家族の困り事・相談相手

エ 相談機関の多機関連携

(4) 権利擁護に関する調査結果

(施策6)

ア 権利擁護に関する市民の理解

イ 高齢者の権利擁護に関する事業や制度の認知状況

ウ 障害者への理解や権利擁護に関する項目

エ 障害者虐待防止について

(5) 社会福祉法人等の地域活動

(施策9)

ア 介護保険事業所の地域活動

イ 障害事業所と地域とのかかわり

#### 以下の調査の結果を用いています。

● 市民意識調査 : 令和3年 6月実施、1,433件、回収率47.2%

: 令和元年 12 月実施、1,858 件、回収率 66.4% ● 非認定高齢者調査

● 要介護認定者・家族介護者調査:令和元年12月実施、829件、回収率55.3%

● 介護支援専門員調査 : 令和元年 12 月実施、 75 件、回収率 86. 2%

● 介護保険事業所調査 : 令和元年 12 月実施、 121 件、回収率 77.6%

● 障害福祉に関するニーズ調査 : 令和元年 11 月実施、18 歳未満 145 件、回収率 46.0%

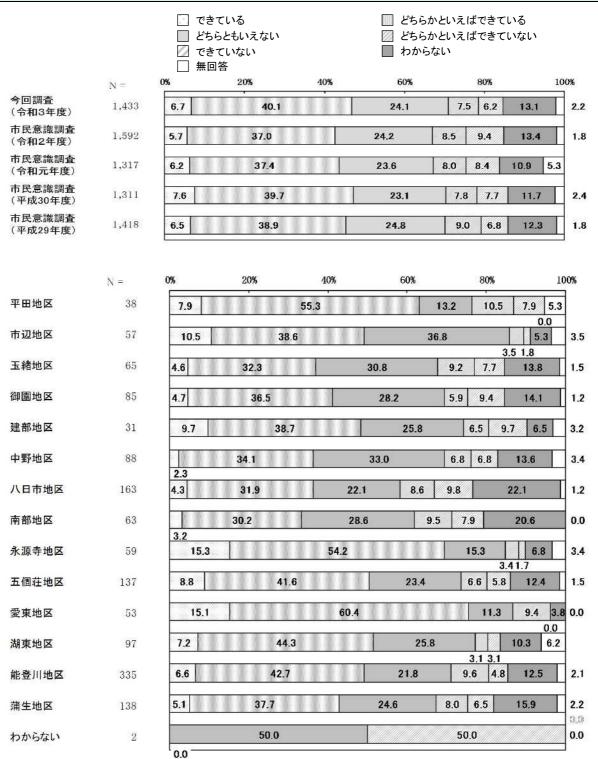
18 歳以上 993 件、回収率 42.4%

● 障害福祉に関する事業所調査 : 令和2年2月実施、33件、回収率49.3%

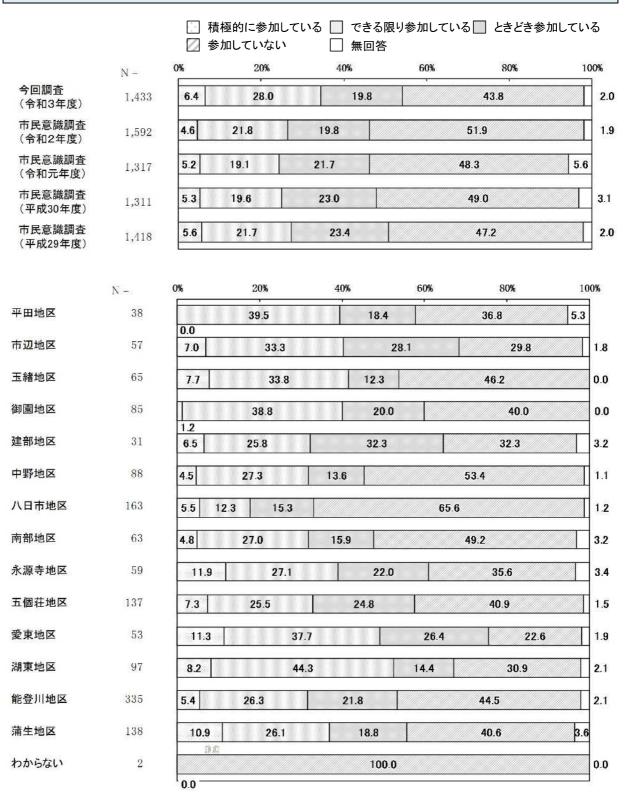
## (1) 地域の助け合い・地域活動・まちづくりに関する調査結果

#### ア 市民の助け合い・地域活動 地区別 一市民意識調査

## 問 45 あなたの身近な地域では、住民同士の助け合いができていると思いますか。《O 1 つ》

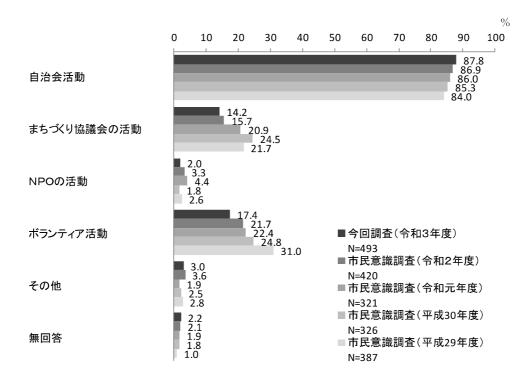


## 問46 あなたは、自治会やまちづくり協議会等の地域活動又はNPOやボランティア等の活動にどの 程度参加していますか。《〇1つ》



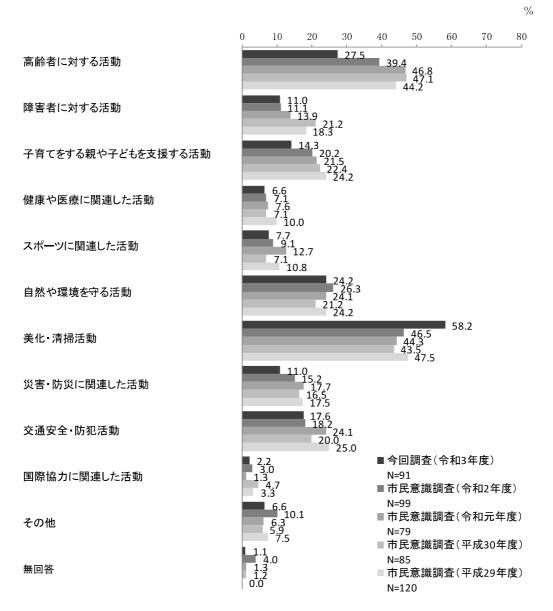
# 問 46-1 <u>問 46 で「1.積極的に参加している」「2.できる限り参加している」とお答えの方におたずねします。</u>

この1年間にどのような活動に参加しましたか。《あてはまるものすべてにO》



							単位:%
区分	有効回答数(件)	自治会活動	動まちづくり協議会の活	Ζ Φ 〇 Θ 活 動	ボランティア活動	その他	無回答
平田地区	15	93.3	6.7	0.0	13.3	0.0	0.0
市辺地区	23	87.0	17.4	0.0	17.4	13.0	4.3
玉緒地区	27	85.2	14.8	0.0	22.2	3.7	0.0
御園地区	34	100.0	14.7	0.0	8.8	8.8	0.0
建部地区	10	90.0	30.0	0.0	20.0	10.0	0.0
中野地区	28	75.0	17.9	7.1	17.9	3.6	0.0
八日市地区	29	89.7	27.6	3.4	10.3	3.4	3.4
南部地区	20	75.0	10.0	10.0	20.0	0.0	10.0
永源寺地区	23	82.6	17.4	0.0	17.4	4.3	4.3
五個荘地区	45	93.3	26.7	2.2	22.2	0.0	2.2
愛東地区	26	88.5	19.2	0.0	15.4	3.8	0.0
湖東地区	51	84.3	11.8	2.0	23.5	0.0	3.9
能登川地区	106	86.8	4.7	1.9	13.2	2.8	2.8
蒲生地区	51	94.1	11.8	2.0	23.5	0.0	0.0
わからない	0	-	-	-	-	-	_

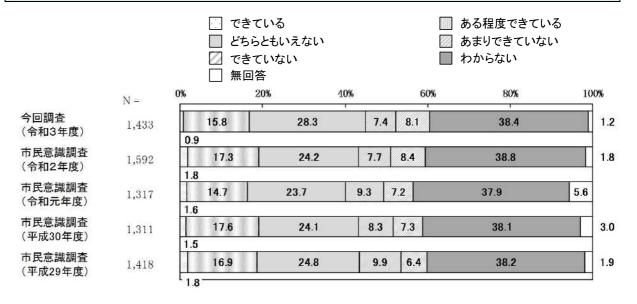
## 問 46-2 <u>問 46-1 で「3. NPOの活動」「4. ボランティア活動」とお答えの方におたずねします。</u> この 1 年間にどのような活動に参加しましたか。《あてはまるものすべてに〇》



※平成29年度は、「ボランティア活動」に参加している人のみが回答

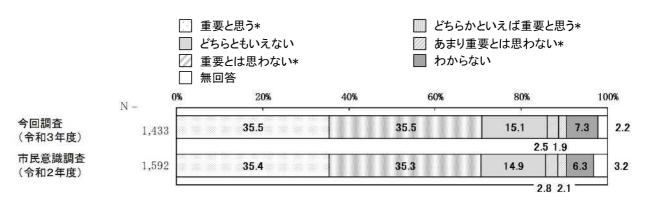
## イ 協働のまちづくりへの理解 一市民意識調査

問44 あなたは、東近江市では市民、企業、行政等が共に考え、力を合わせた協働のまちづくりができていると思いますか。《〇1つ》



#### ウ 外国籍の人等への理解 -市民意識調査

問47 あなたは、国籍や民族の異なる人々が互いに認め合い、共に暮らす社会の実現についてどう思いますか。《〇1つ》



\*令和2年度は、「重要だと思う」、「どちらかといえば重要だと思う」、「あまり重要だとは思わない」、「重要だとは 思わない」

#### エ 高齢者の地域活動や助け合い - 非認定高齢者調査

#### 友人・知人関係について

- ●友人・知人と会う頻度は、「週に何度かある」が最も高く31.5%、次いで「月に何度かある」が25.8%。一方、「ほとんどない」が11.8%。
- ●1か月間に会った友人・知人の数は、「10人以上」が最も高く32.7%、次いで「3~5人」が23.7%。一方、「0人(いない)」が8.6%。
- ●よく会う友人・知人との関係では、「近所・同じ地域の人」が最も高く64.9%、「趣味や関心が同じ友人」が34.9%、「仕事での同僚・元同僚」が28.4%。すべての項目で、前回よりも上昇。
- ●近所等でできる手助けについては、「話し相手」が57.8%で最も高く、「緊急時の連絡・応対」が33.9%、「買物や移動の手助け」が28.8%など。

#### 社会的役割に関する事項

- ●友人の家を訪ねていない方は39.0%で、前回調査の34.8%から上昇。
- ●家族や友人の相談にのっていない方は23.0%で、前回調査の18.5%から上昇。
- ●病人を見舞うことができない方は9.6%で、前回調査の6.2%から上昇。
- ●若い人に話しかけることがない方は18.5%で、前回調査の17.5%から1ポイント上昇。
- ●どの項目も介護予防事業該当者の「いいえ」の率が高いが、特に差が大きいのは『病人を見舞うことができない』で、介護予防事業該当者は19.6%で、非該当者の4.8%のおよそ4倍。また、『家族・友人の相談にのっていない』、『若い人に話しかけることがない』は、介護予防事業該当者のほうが非該当者のおよそ2倍の割合となっている。

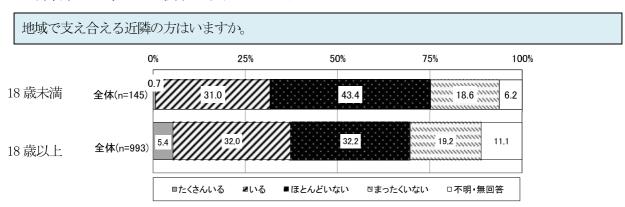
#### 地域での活動について

- ●地域での活動について、参加頻度が高い会・グループは、「収入のある仕事」で「週4回以上」が11.9%。 「週1回以上」の参加状況では、「収入のある仕事」が最も高く20.5%。 次いで「スポーツ関係のグループや クラブ」が17.4%。
- ●地域づくり活動には「是非参加したい」が7.5%、「参加してもよい」が51.4%で、参加意向のある方は合わせて58.9%になる。
- ●地域づくり活動の企画・運営には「是非参加したい」が3.1%、「参加してもよい」が34.2%で、参加意向のある方は合わせて37.3%となる。

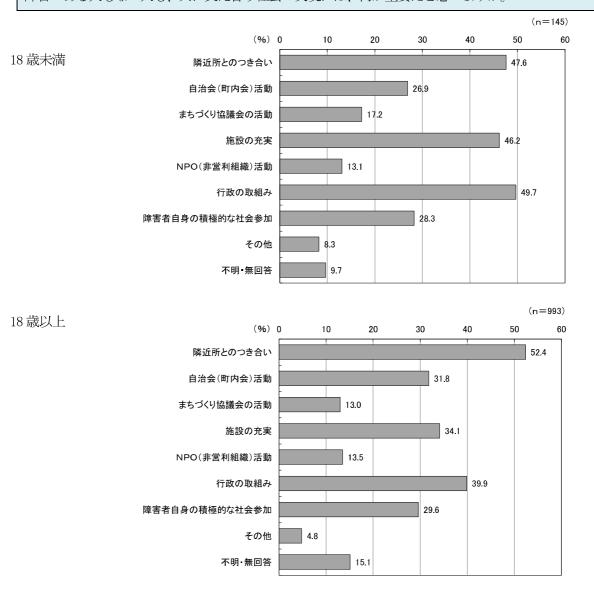
#### 「助け合い」について

- ●心配事や愚痴を「聞いてくれる人」、「聞いてあげる人」ともに、「配偶者」が最も高く5割程度で、次いで「友人」がともに35.0%。一方、心配事や愚痴を聞いてくれる人がいない方が4.1%、聞いてあげる人がいない方が7.1%。
- ●病気で寝込んだときに看病や世話を「してくれる人」、「してあげる人」ともに「配偶者」が最も高く6割程度で、次いで「同居の子ども」が、「してくれる人」で29.6%、「してあげる人」で23.5%。一方、看病や世話をしてくれる人がいない方が5.4%、してあげる人がいない方が12.6%。
- ●家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手については、「そのような人はいない」が35.5% と最も高い。次いで「医師・歯科医師・看護師」が24.0%、「社会福祉協議会・民生委員」が21.3%。

## オ 障害者の地域共生に関する項目 一障害福祉に関するニーズ調査



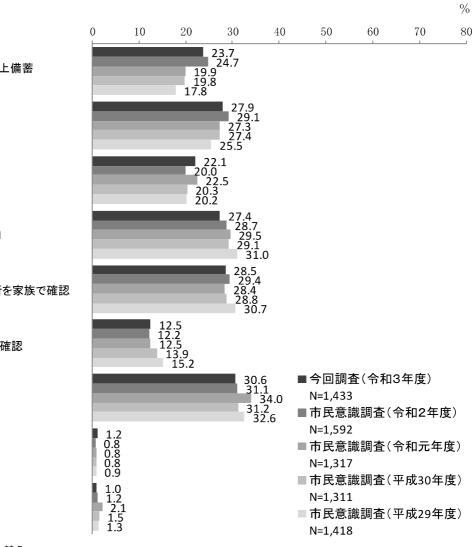
## 障害のある人もない人も、共に支え合う社会の実現には、何が重要だと思いますか。



## (2) 防災に関する調査結果

### ア 市民の防災意識・準備 一市民意識調査

問31 あなたは、地震等の災害に備えてどのような準備をしていますか。《あてはまるものすべてに 〇》



非常持ち出し袋の準備

家具の転倒防止

地域の防災訓練に参加

一時集合場所や避難所を家族で確認

安否連絡方法を家族で確認

特に何もしていない\*

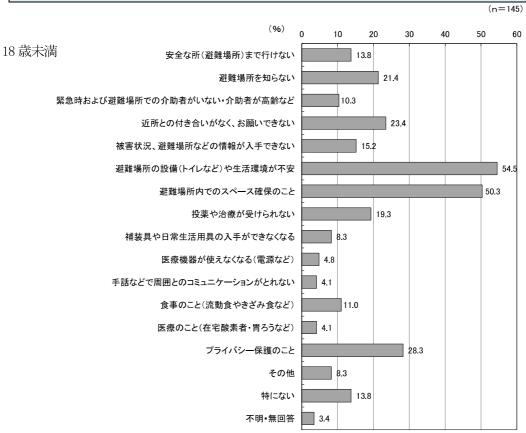
その他\*

無回答

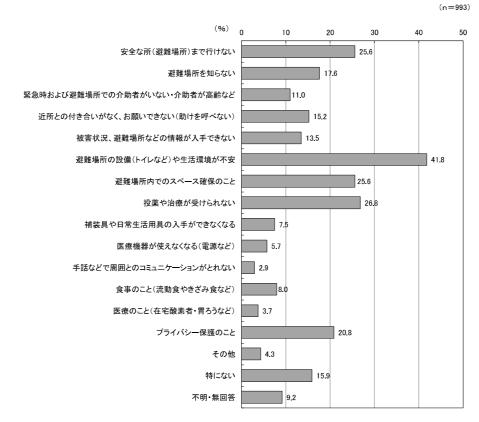
\*令和2年度に順番入れ替え

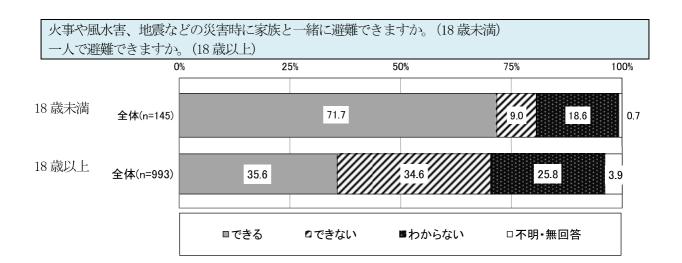
## **イ 障害者の災害時等の避難に関する項目** ー障害福祉に関するニーズ調査

## 火事や風水害、地震などの災害時に心配なことや困ることは何ですか。

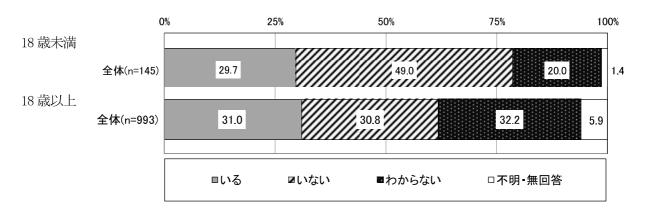


18 歳以上



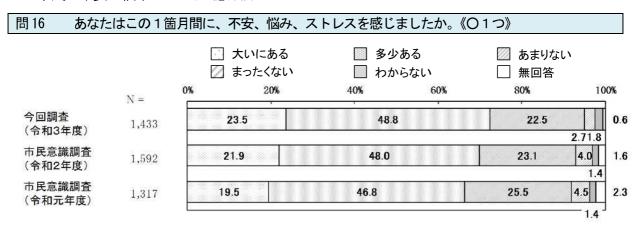


### 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人(お願いできる人)はいますか。

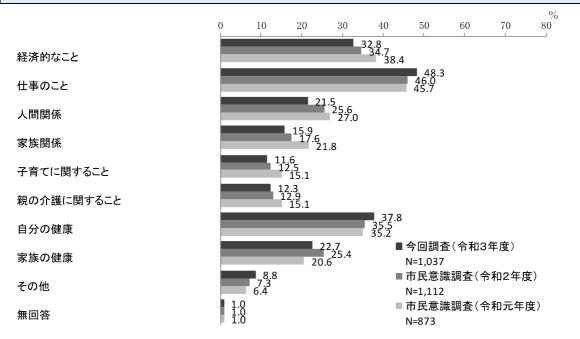


## (3) 困り事・相談に関する調査結果

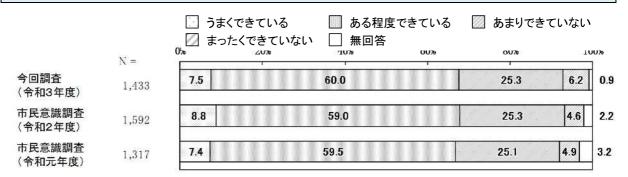
#### ア 市民の不安・悩み 一市民意識調査



## 問 16-1 <u>問 16 で「1.大いにある」「2.多少ある」とお答えの方におたずねします。</u> あなたの不安、悩み、ストレスの原因は何ですか。《あてはまるものすべてに〇》



#### 問 17 あなたの不安や悩み、ストレスは解消できていますか。《O 1 つ》



#### イ 高齢者の困り事・相談相手 一非認定高齢者調査

#### 困っていることや相談相手

- ●暮らしの中で困っている方は、「特にない」及び無回答を除いた48.1%で、前回調査の43.7%よりも上昇。困っていることのトップは「家電やパソコン、携帯電話の扱い方」で13.2%、次いで「訪問販売や勧誘の電話がしつこい」が12.7%、「緊急時の対応」が9.6%、「外出の際の移動手段(通院含む)」が9.3%、「大型ごみ、暖房器具の出し入れ」が8.6%など分散。
- ●介護保険サービス以外で利用したいサービスや助け合いについては、「特にない」及び無回答を除いた35.2%が利用を希望。「窓拭きやワックスがけなどの大掃除、普段使っていない部屋の掃除」が11.9%と最も高い。次いで、「通院の送り迎え」が9.4%、「大型家具の移動」が8.6%など、1割に満たない利用希望がある項目が分散している。
- ●高齢者の虐待についての相談先は、「民生委員・児童委員」が46.2%、続く「市役所」が42.7%、「警察」が37.3%、「社会福祉協議会」22.6%などは前回よりもポイント上昇。

#### 閉じこもり傾向リスクの状況

- ●閉じこもり傾向によるリスク該当者率は、全体で17.8%。
- ●性・年齢3区分別では、男女ともに年齢が上がるにつれ該当者率は高くなり、85歳以上では男性が38.5%、女性が46.3%。
- ●地域別では、建部が最も高く25.5%。
- ●家族構成別では、「息子・娘との2世帯」が最も高く20.3%。

#### うつ傾向リスクの状況

- ●うつ傾向によるリスク該当者率は、全体で39.7%。
- ●性・年齢3区分別では、男女ともに85歳以上で最も高く、男性が53.0%、女性が45.9%。
- ●地域別では、南部が最も高く51.8%。
- ●家族構成別では、「1人暮らし」が最も高く45.7%。

#### 地域包括支援センター認知度

●地域包括支援センターについて、「知っているが、利用していない」が17.2%、「利用している(利用したことがある)」が1.1%で、合わせて【よく知っている】と思われる方は18.3%。「利用したいが、利用方法がわからない」が1.7%、「言葉は聞いたことがある」が30.2%で、合わせて【聞いたことがある】は31.9%。一方、「まったく知らない」は40.1%。

#### ウ 認定者・家族の困り事・相談相手 ―要介護認定者・家族介護者調査

#### 暮らしの中で困っていること

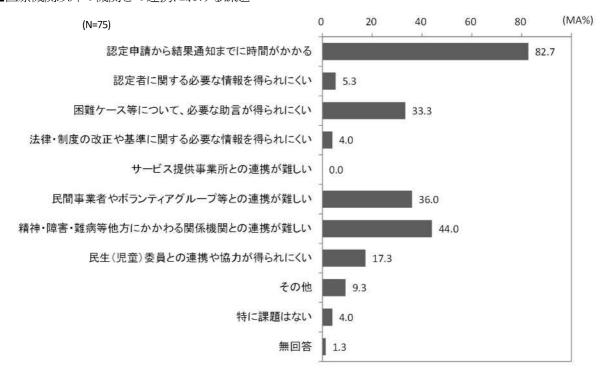
- ●認定者全体で、暮らしの中で困っている方は、「特に困っていることはない」及び無回答を除いた 57.1%で、前回調査の64.9%より低い。
- ●困っていることとして、「外出の際の移動手段(通院含む)」28.1%が最も高く、次いで「緊急時の対応」18.0%、「楽しみがほとんどない」15.4%が高い。
- ●「緊急時の対応」と「毎日の買物」が前回調査と比較し高い。
- ●「その他」への記述回答は、「経済的な心配、介護者の健康」、「体が不自由」、「自分で食事をする 以外何もできない」、「重い物が持てない」、「補助なしでは寝返りできない」「全面介助」など。

#### 何かあった時の相談相手

- ●認定者全体で、何かあった時の相談相手がいる方は、「そのような人はいない」及び無回答を除いた70.2%。相談相手は、「ケアマネジャー」が58.0%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」28.7%が高い。
- ●家族形態別の何かあった時の相談相手がいる率は、「単身世帯」が66.0%、「夫婦のみ世帯」が69.4%、「その他世帯」が71.7%で大差なし。「単身世帯」は、他の家族形態よりも「社会福祉協議会・民生委員」、「自治会・町内会・老人クラブ」が高い。

#### エ 相談機関の多機関連携 介護支援専門員調査

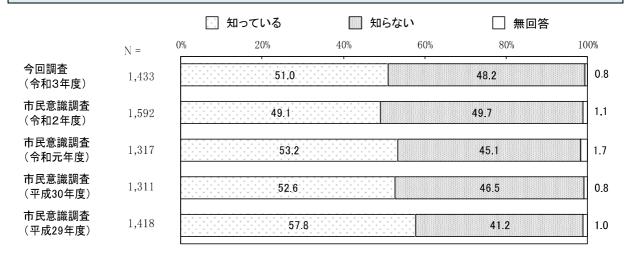
#### ■医療機関以外の機関との連携における課題



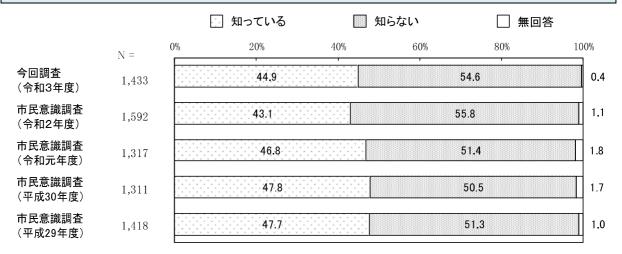
## (4) 権利擁護に関する調査結果

## ア 権利擁護に関する市民の理解 一市民意識調査

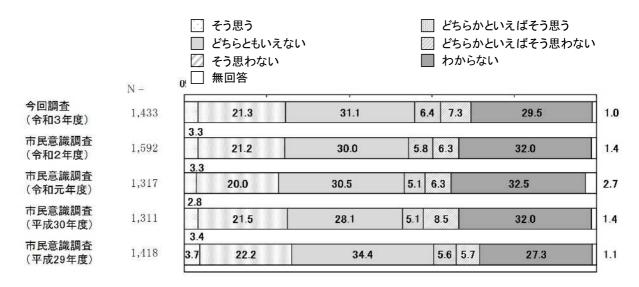
問26 あなたは、消費者トラブルに巻きこまれたときや、多重債務に陥ったときの相談窓口として、 市役所内に消費生活センターがあることを知っていますか。《〇1つ》



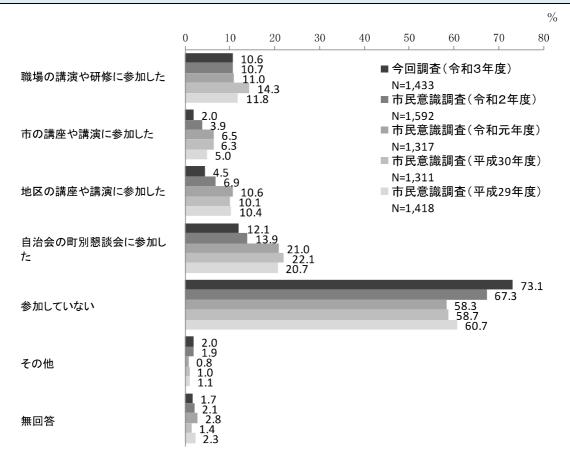
問27 あなたは、市役所内の市民生活相談課で、暮らしの困りごとに関して法律相談や登記相談等を 受けられることを知っていますか。《〇1つ》



#### 問35 あなたは、「東近江市は人権が尊重されるまち」になっていると思いますか。《O1つ》



# 問36 あなたは、この1年間に職場、市又は地区等が開催する人権に関する講座や講演、研修等に参加しましたか。《あてはまるものすべてに〇》



<sup>\*「</sup>参加していない」と「無回答」を除いた360件の有効回答数(1,433件)に対する割合

#### イ 高齢者の権利擁護に関する事業や制度の認知状況

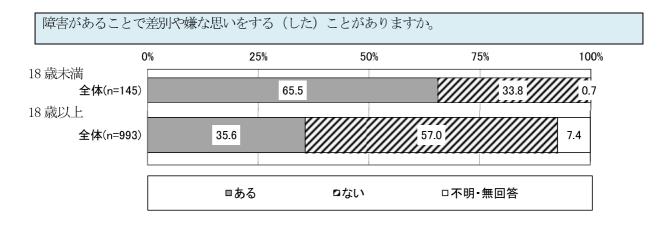
非認定高齢者調査

●「地域福祉権利擁護事業」及び「成年後見制度」の認知率はそれぞれ8.7%、28.6%で、「成年後見制度」のほうが高い。一方、「どちらも知らない」は53.7%と過半数。

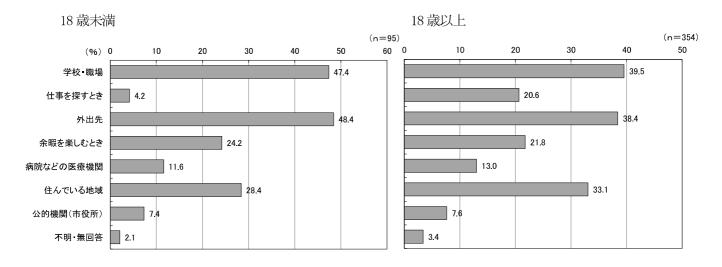
#### 要介護認定者 · 家族介護者調查

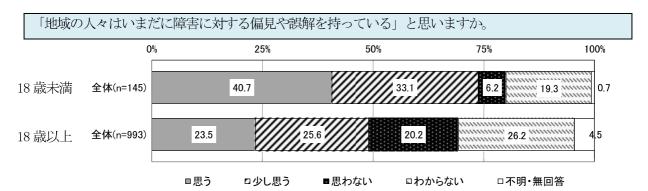
- ●認定者全体で、「地域福祉権利擁護事業」の認知率は8.4%、「成年後見制度」は23.9%で、「成年後見制度」のほうが高い。一方、「どちらも知らない」は47.2%と半数。前回調査と同様な傾向。
- ●地域包括支援センターを「利用している(利用したことがある)」は8.6%、一方、「まったく知らない」は28.7%。また、「利用したいが、利用方法がわからない」は1.6%。

## ウ **障害者への理解や権利擁護に関する項目** 一障害福祉に関するニーズ調査

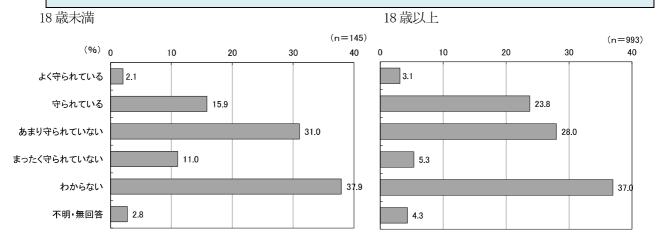


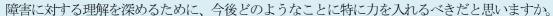
【問34で「1. ある」に○をつけた方にお聞きします。】どのような場所で、差別や嫌な思いをしましたか。

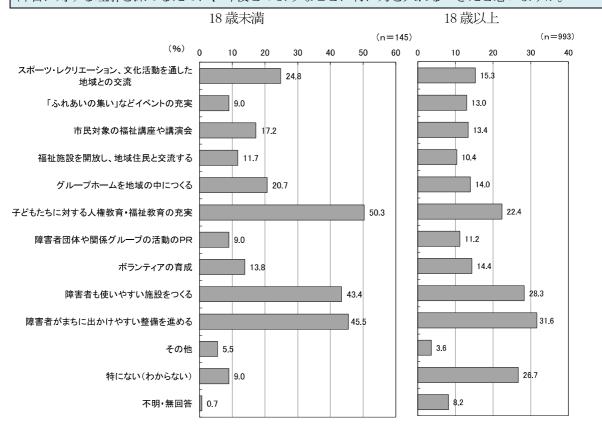




#### 障害者の権利や人権は守られていると思いますか。





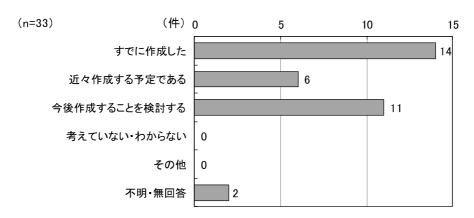


#### エ 障害者虐待防止について 一障害福祉に関する事業所調査

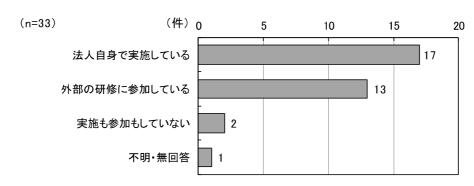
障害者虐待防止マニュアルの作成については、「すでに作成した」が14件で最も多く、次いで「今後作成することを検討する」が11件、「近々作成する予定である」が6件であり、「考えていない・わからない」は0件となっています。

障害者虐待防止に向けた研修会については、「法人自身で実施している」が17件、次いで「外部の研修に参加している」が13件となっています。「実施も参加もしていない」は2件となっています。

#### ■障害者虐待防止マニュアルの作成

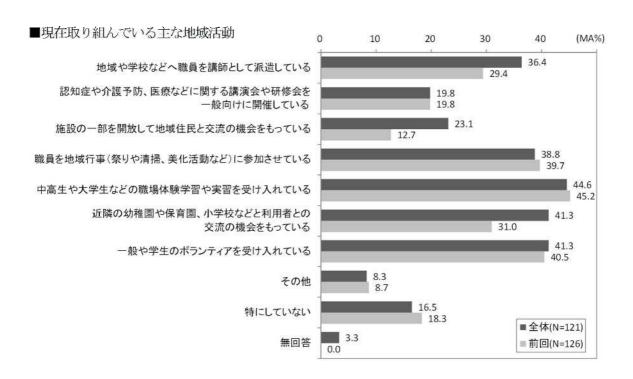


#### ■障害者虐待防止に向けた研修会

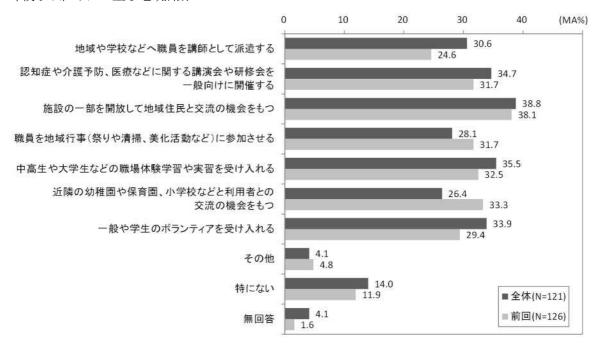


## (5) 社会福祉法人等の地域活動

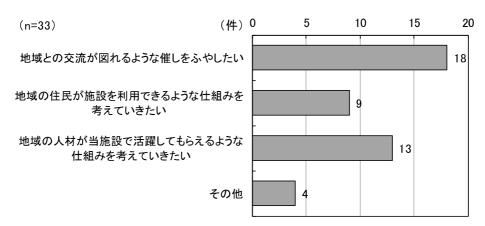
## ア 介護保険事業所の地域活動 一介護保険事業所調査結果



#### ■今後取り組みたい主な地域活動



#### イ **障害事業所と地域とのかかわり** −障害福祉に関する事業所調査

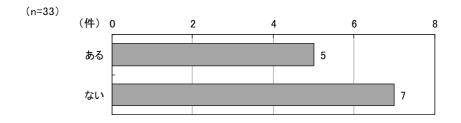


#### 〈その他の回答〉

プライバシーに関することもあるため、慎重な検討を要するとも考える/地域住民の買い物支援、掃除支援等地域住民の困り事支援/地域の行事に参加 パンフレットでの啓発活動/学校(小中)等で、権利擁護について、いっしょに学んでほしい

#### 共生型サービスの指定を受ける予定について

共生型サービスの指定を受ける予定については、「ない」が7件、「ある」が5件となっています。



#### 〈「ある」の理由〉

先進地視察時、高齢者・障害者が同じ場を共有することでお互いのできることや視野が広がったと聞いたため/高齢化が進めば将来的に必要性がでてくるかもしれない/在宅の高齢の方に、工賃を支給できる通所サービスを提供したい/高齢者事業所と連携し事業を進めていく

#### 〈「ない」の理由〉

将来的には考えていきたいと思いますが、現在の提供サービスの職員配置に余裕がない/現在の職員体制では出来ないから/専門分野(障害と高齢)の違いからケアできる分野かどうか、多職種連携等における課題抽出等の精査が必要なため/共生型介護保険での1割負担の問題が大きい/(共生型サービスが)どのような事業かよくわからない

## 3 用語解説

※頁数は初出

	用語	説明	図は初出 頁
あ	アウトリーチ	自ら援助を求めることが難しい状態にある人に対し、相談窓口で相 談者が来るのを待つのではなく、地域や家庭などに積極的に出向い て相談を受けることで、潜在的ニーズを表に出せるようにする支援 の方法です。	25
V	意思決定支援	認知症、知的障害、精神障害等で自己決定に困難を抱える人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために行う支援や、それをチームで行うための仕組みを指します。	30
V	インクルージョン・マ ネジャー	境界連結者。行政内部の防災部局と保健・福祉部局の連結はもちろん、地域や当事者、福祉専門職をつなぐハブ的な役割を担う人です。	19
え	SIB (エスアイビー)	Social Impact Bond (ソーシャルインパクトボンド)の略。社会的課題の解決と行政コストの削減を同時に目指す手法で、民間資金で優れた社会事業を実施し、事前に合意した成果が達成された場合、行政が投資家へ成功報酬を支払うという仕組みです。これまで行政が提供してきたサービスを行政に代わって実施するのではなく、「行政サービスを追加・補完する事業」や「新しい領域における事業」を実施することで、社会的課題の解決を目指します。	21
カュ	介護予防活動支援事業	地域高齢者が身近な場所で気軽に集える居場所づくりを推進するため、ボランティアや任意団体及び住民が自主的に実施する活動の支援を行っています。	13
き	共創塾	地域担当職員が市民と行政との協働のまちづくりを進める職員としての能力を高めることを目的として開催する研修会です。	37
き	切れ目ない子育て拠点づくり事業	結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援を行うため、ワンストップで相談に応じる職員を配置しています。 子育て拠点が地域の様々な担い手からなる子育て支援のネットワークを構築することにより、地域が親を支え、地域コミュニティの中で安心感や充実感をもって子育てができるよう、親子向けの講座や多世代交流広場、教室の開催などの取組を実施しています。	13
け	ケアマネジャー	介護支援専門員とも言います。介護保険法に位置づけられた職種であり、要支援・要介護認定者の相談に応じるとともに、心身の状況に応じてサービスを受けられるようケアプラン(介護サービスなどの提供についての計画)の作成や関係機関との連絡調整を行います。	38
け	権利擁護・成年後見相 談支援事業	権利擁護に関する相談に応じ、適切な支援につなげる事業です。申 立書類の作成から家庭裁判所への申立てまでの相談支援や、関係機 関と連携し、成年後見制度利用促進に関する法律に基づき、中核機 関や地域連携ネットワークを整備しています。	31

	用語	説明	頁
げ	ゲートキーパー (の養 成)	自殺のサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門の 相談機関につなぐ役割を担う「ゲートキーパー」を養成するなど、 専門家や関係者のみならず、身近な地域で幅広く自殺対策を支える 人材の育成を図ります。	21
),	公益財団法人東近江三 方よし基金	本市の地域的課題を、豊かで特色ある地域資源をいかしつつ解決を 目指す多様な主体やその取組に対し、それらを市民自らが支える仕 組みを構築することを通じて、「未来資本」を創出し、地域の活性 化及び循環共生型の社会づくりに資することを目的としている団体 です。地域的課題を解決する取組の事業化に向けた相談や支援、公 益活動を行う諸主体に仲介・提供するために、資金などの資源を募 り、確保する事業を行っています。	40
), J	コミュニティセンター 事業	各地区まちづくり協議会が指定管理者として管理運営を行うコミュニティセンターを設置。令和3年度から、コミュニティセンターを地域の活動拠点として、生涯学習、まちづくり活動に加え、地域福祉活動の場として活用してもらうよう、指定管理の仕様書を見直しています。	13
IJ	コミュニティビジネス スタートアップ支援事 業	地域の資源をいかした地域おこし事業や地域の多様化する困り事の 解決に向けた取組をはじめようとしたとき、初期の資金をサポート するコミュニティビジネスの立ち上げ支援を行う事業です。事業が 円滑に進められるようアドバイスなどの伴走支援も行っています。	17
Į, į	子どもの学習・生活支 援事業	学習や生活面に困難を抱えた子どもたちに安心して過ごせる「第3の居場所」を提供し、自立に必要な力をつけるために、学習支援だけでなく生活習慣の改善など包括的なサポートを行っています。	13
), j	子育てコンシェルジュ	子育て中の親子や産前・産後の保護者の子育てニーズを把握し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるように支援する専門員のことです。子育て支援センター内に配置し、妊娠期から子育て期にわたり総合的に相談・支援ができる「子育て世代包括支援センター」としての機能を強化するため、利用者支援事業の基本型と母子保健型の連携体制を構築し活動を推進しています。	37
さ	再犯防止推進計画	平成29年12月再犯防止推進法に基づき、再犯防止推進計画が閣議決定されました。国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、平成30年度から令和4年度末までの5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画です。	33
さ	参加支援事業	重層的支援体制整備事業の中の1つの事業で、①社会とのつながりを作るための支援を行う、②利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる、③本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う、の3点を行うとされています。	13

	用語	説明	頁
L	滋賀県再犯防止推進計画	滋賀県では、刑事司法関係機関のみによる取組を超えた国・県・市町・民間協力者などが一丸となった「息の長い」支援などについて、国との適切な役割分担を踏まえ、SDGs の視点を生かして県がその力を最大限に発揮し、県民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現を図るため、滋賀県再犯防止推進計画を策定しています。	35
l	しごとづくり応援セン ター	一般就労を目的として市内事業所が必要とする人材を確保するとと もに、関係機関と連携して、人材の還流、育成、定着を支援してい ます。無料職業紹介事業の実施、事業所内見学、体験実習、無料相 談窓口の開設、定着支援(アフターフォロー)を行います。	17
L	社会福祉協議会 地域 福祉活動計画	社会福祉協議会が策定する、地域住民や事業所が協働して地域福祉を推進するための民間の活動・行動計画です。本計画と協働する形をとり、同期間での策定を行っています。14 地区ごとに、住民が主体となって、地区の福祉の方向性や活動を示した地区住民福祉活動計画、市社会福祉協議会が、住民の福祉活動計画の実現を応援するとともに、市域で様々な団体と連携し、地域福祉を推進していくための地域福祉推進計画、地域福祉を推進するために必要な、市社会福祉協議会の組織や体制の在り方を示し、その基盤の強化を進めるための基盤強化計画の3本で構成されています。	4
L	社会福祉法人による 「地域における公益的 な取組」の実施	社会福祉法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、「地域における公益的な取組」について、その趣旨が国から示されました。社会福祉法人が他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応し、既存の制度の対象とならず、公的な費用負担がない福祉サービスを提供することとしています。	43
L	社会福祉連携推進法人の検討	令和元年から、厚生労働省に「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」が設置され、今後の社会福祉法人の連携・協働化の手法として、(1)社会福祉協議会や法人間の連携、(2)社会福祉法人を中核とする連携法人、(3)合併・事業譲渡の3パターンが整理されました。それを受けて、令和2年から「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」が設置され、社会福祉連携推進法人の検討が進められています。	43
L	社会を明るくする運動の推進	毎年、7月の"社会を明るくする運動"~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~強調月間の初日には、内閣総理大臣のメッセージ伝達、駅前や量販店などでの啓発活動などが、地域住民と一体となり犯罪予防活動が展開されています。また、更生保護団体による小・中学校等との情報交換会等を行っています。	33
L	就労継続支援B型事業	障害者総合支援法に基づく就労継続支援のための施設です。現地点で一般企業への就職が困難な障害者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを供与することを目的としています。	44

	用語	説明	頁
l	就労的活動支援コーディネーター	就労的活動の場を提供できる民間企業・団体と就労的活動の取組を 実施したい事業者とをマッチングし、役割がある形での高齢者の社 会参加を促進することを目的に活動するコーディネーターです。	16
L	小規模法人のネットワ ーク化による協働推進 事業	小規模な法人を含め、地域の様々な福祉サービス提供機関が連携 し、地域貢献のための取組が促進されるよう、その環境整備を図る ことを通じて、地域における福祉サービスの充実とともに、重層的 な支援体制の構築を図ることを目指した事業です。法人連携のプラ ットフォームを通して、地域の実情に応じた取組を推進することが 求められています。	43
じ	重層的支援会議	厚生労働省では重層的支援会議を「多機関協働事業において実施 し、関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握 や創出等について検討するための会議」と位置づけています。本市 では、個別プランについて検討する「多機関協働推進会議」と、参 加支援や地域づくりとの連携や資源開発について検討する「包括化 推進会議」を合わせて「重層的支援会議」と位置付けています。	27
じ	重層的支援体制整備事業	重層的支援体制整備事業が目指す包括的な相談支援体制は、新しい窓口等を設置するものではなく、既存の相談支援の機関等が、全ての住民を対象として、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に行う事や、継続的な伴走支援を行える体制を整えることを目指しています。	3
じ	住宅確保要配慮者	住宅確保要配慮者とは、低所得者、被災者、高齢者、障害者、子ど もを養育している者、外国人などが該当しています。	12
じ	人権のまちづくり講座 の開催	様々な人権問題について、学び、気づき、人権が尊重される住みよいまちづくりの実現のために「人権のまちづくり講座」を実施しています。	21
せ	生活困窮者自立支援(制度)	平成27年4月に施行された新たな法律で、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的としています。	15
せ	(生活困窮者) 自立相 談支援事業	社会的孤立を含む生活困窮者に対し相談、支援を行うことに加えて、働くことに不安を抱える若者が参加する場所「東近江サロン」を定期的に開催しています。また、生活困窮者の働く場所(協力企業)を増やしていく取組を行っています。	13
せ	成年後見制度利用支援 事業	認知症などにより判断能力が不十分で、かつ、身寄りがないなど、 親族などによる後見等開始の審判の申立てができない人について、 市区町村長が代わって申立てを行ったり、成年後見制度を利用する にあたって費用を負担することが困難な人に対して、自治体がなど 審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行ったり する事業です。	31

	用語	説明	頁
せ	成年後見制度利用促進基本計画	平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。それに伴い市町村においても成年後見利用促進計画の策定が求められています。計画には、(1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善と、(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、(3)不正防止の徹底と利用しやすさの調和の3点が挙げられています。	29
せ	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない本人について、財産管理、生活に必要な福祉サービスや施設入所などに関する契約締結などを行い、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を支援する制度です。	29
せ	生活支援コーディネーター	生活支援体制整備事業において配置されており、市域(第1層)を 担当するコーディネーター(市社協)と、14地区の協議体の運営な どを担う第2層コーディネーター(地域住民や社会福祉法人職員な ど)が活動しています。本市では、第1層のコーディネーターを 「地域支え合いコーディネーター」、第2層のコーディネーターを 「地域支え合い推進員」と呼んでいます。	37
中	生活支援体制整備事業	行政が第1層協議体及び地域支え合いコーディネーターと協働し、地域ニーズの把握や資源開発に取り組みます。本市では「いっそう元気!東近江」として開催し、現在、「暮らしを豊かにする外出支援プロジェクト」「住民と医療・福祉の専門職がつながるプロジェクト」「農で活躍プロジェクト」の3つのプロジェクトが動いています。 市内14地区を単位とする第2層協議体及び地域支え合い推進員は、各地区の課題把握や、資源の見える化(宝物探し)に取り組んでいます。	11
そ	相談支援包括化推進員 の配置	本市では、重層的支援体制整備に向けて、行政と社協に相談支援包括化推進員の配置を進め、地域からの相談の声の受け止めや事業所など関係機関との連携を促進する体制を整えています。	26
た	多機関協働推進会議	重層的支援体制整備事業において、庁内連携や多機関協働を進める場として、多機関協働推進会議を位置づけています。会議には、相談支援包括化推進員と、サブ推進員が参加し、具体的なケースへの対応についての検討を行っています。	25
だ	第1層協議体(いっそ う元気!東近江)	生活支援体制整備事業において設置された協議体で、支え合いの地域づくりを検討する場です。様々な団体が参加し、課題の共有や取組の検討、情報発信などを行っています。	39
だ	第2層協議体	生活支援体制整備事業において設置された、14地区ごとに支え合いの地域づくりを検討する協議体です。地域の実情に合わせて既存の話し合いの場を活用し、話し合いを行っています。	11

	用語	説明	頁
5	地域おこし協力隊	平成28年度から総務省がスタートさせた制度で、1~3年以下という決まった期間、都市部の人材が「地域おこし協力隊員」として地方に移住し、地方自治体の委託を受け地域の問題解決や発展のための活動を行います。任期終了後もその地域に定住する人もおり、地域活性化への貢献が期待されています。 永源寺の政所茶の栽培では、中間的就労の働く場としての機能を持つなど、地域福祉活動との連携も実現しています。今後も地域課題を共に解決していく人材として様々な地域福祉の関係者との連携が期待されます。	37
ち	地域活動支援センター	障害者総合支援法に基づき、障害者を対象として創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進などを図る事業を実施する支援機関です。	13
ち	地域ケア個別会議	地域包括支援センター又は市町村が設置・運営しており、行政職員 をはじめ、地域の関係者から構成される会議です。個別事例の課題 検討を行う「地域ケア個別会議」と地域に必要な取組を明らかにし て施策を立案・提言する「地域ケア推進会議」があります。	38
5	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業については、市内6箇所の子育て支援センターと民間に委託している7箇所で「つどいの広場」を運営しています。乳幼児と保護者が気軽に集い、ふれあいながら相互に交流できる場所として開設し、子育てに関する相談や助言、情報提供などを行っています。	13
ち	地域支え合いコーディ ネーター	生活支援コーディネーターのうち、市域で活動するコーディネーターです。市社会福祉協議会に委託し、第1層協議体の運営や第2層協議体の支援などを行っています。	16
5	地域支え合い推進員	生活支援コーディネーターのうち、14地区で活動するコーディネーターです。地域における居場所づくりや支えあい活動に向けて、第2層協議体の話し合いの場を支援したり、活動のサポートをしたりします。	37
5	地域生活支援拠点	障害者の重度化及び高齢化並びにその親の亡き後を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を整えている拠点です。地域生活支援拠点の主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。	13
5	地域生活支援計画	生活困窮者自立支援制度の実施にあたり、本市としての方向性や事業の目的・取組内容などを定めた計画です。経済的困窮のみならず、孤立や制度の狭間の課題を抱えた人など広く相談を受け止め予防的な取組を重視する計画となっています。	4

	用語	説明	頁
5	地域生活定着支援センター	厚生労働省は「地域生活定着支援事業」を創設して、高齢・障害のために福祉的支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービスなどにつなげるための施策として全国に地域生活定着支援センターの設置を進めています。 地域生活定着支援センターは、保護観察所と協働して、高齢・障害のために福祉的支援を必要とする退所者に対し、福祉サービスの利用を通じて社会復帰を推進します。	34
5	地域担当職員	地域の活動を積極的に支援し、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるために、平成28年度から「地域担当職員制度」を導入しています。地域と行政の情報伝達役、地域内の活動団体のコーディネーター役として、地域のまちづくりについて共に考え、支援を行います。公募によって選ばれた職員など、89名が活動しています(令和3年9月現在)。各地区まちづくり協議会に地域担当職員を3人以上配置(チーム制)し、会議に参加し、地区の活動に関して庁内関係部課との連絡調整を行います。地区のまちづくり計画の改定及び事業実施の支援を行います。	37
5	地域づくり支援事業	重層的支援体制整備事業の中の1つの事業で、既存の「地域介護予防活動支援事業」「生活支援体制整備事業」「地域活動支援センター事業」「地域子育て支援拠点事業」「共助の基盤づくり事業」を通して、以下の3点に取り組みます。 ①世代や属性を越えて交流できる場や居場所を整備する。 ②交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ③地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。	3
ち	地域福祉権利擁護事業	- <sup>3</sup> 。 - 日常生活自立支援事業を参照。	28
5	地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関のことです。原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することとしています。	28
ち	地域密着型サービスの 整備における地域交流 スペースの確保	施設整備の際には、地域交流スペースを確保し、地域活動拠点としての活用を推進しています。	13
5	地域連携ネットワーク	地域の社会資源をネットワーク化し、地域において相談窓口を整備するとともに、支援の必要な人を発見し適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。地域連携ネットワークや中核機関が整備され、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの機能を果たすことによって、支援を必要とする人たちが、住み慣れた地域で自分らしく生活できるようになることが期待されます。	29
ち	地区担当ワーカー	社会福祉協議会では、地域ごとに住民が主体となった福祉の取組を 推進しており、取組を進めるために地域の支援を行う職員を「地区 担当ワーカー」として地区ごとに配置しています。	37

	用語	説明	頁
5	中核機関	成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワークの中核となる機関です。中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉などの専門知識や、地域の専門職などから円滑に協力を得るノウハウなどが蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待されています。	29
5	中間支援組織	行政と地域の間に立って、社会の変化やニーズを把握し、地域における様々な団体の活動や団体間の連携を支援する組織のことです。 主な役割は、資源(人、モノ、カネ、情報)の橋渡しや、団体間のネットワーク推進、価値の創出(政策提言・調査研究)などです。 行政と地域に限らず、市民とNPO、企業とNPO、NPOとNPOなど、多様な関係性を取り持つ役割も果たしています。	46
5	チーム困救	「働き・暮らし応援センター"Tekito-"」が取り組んでいる、地域でひきこもっていた若者や障害者が、地域の困り事を解決する取組です。高齢化で人手不足となった草刈りや山の柴刈り、農繁期の作業、地元の廃材の活用など、小ロットで外注することは難しい地域の困り事と若者の活躍の場を結びつけ解決しています。生活「困窮」ではなく、地域の困り事を救う「困救」が名前の由来です。ひきこもりの若者や障害者にとって、次の社会とのつながりのきっかけとなり、就労に向けてのトレーニングの場になっています。	17
ち	中間的就労	すぐに一般的な就労をすることが難しい人のために、その人に合っ た作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、 一般的な就労に向けた支援を中・長期的に実施する就労訓練事業の ことです。	15
に	日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業です。	29
に	認知症サポ―ター	認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識を学び、地域に 暮らす認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人 のことです。平成17年、厚生労働省の呼びかけによって始まりまし た。	21
は	8050 問題 (はちまるごーまる)	「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題です。 背景に子どもの「ひきこもり」があります。ひきこもりという言葉 が社会にではじめるようになった 1980 年代~90 年代は若者の問題と されていましたが、約30 年が経ち、当時の若者が40 代から50 代、 その親が70 代から80 代となり、長期高齢化しています。こうした 親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが課 題となっています。	1

	用語	説明	頁
は	働き・暮らし応援セン ター	障害者の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として、本人・家族・企業からの相談に無料で応じています。 「雇用支援ワーカー」「生活支援ワーカー」「職場開拓員」「就労サポーター」などが配置され、仕事に関する相談はもちろん、仕事をする上で基本となる生活に関する相談も受け付け、自立した生活をするための支援をしています。	17
は	発達支援推進協議会主 催の市民セミナー	発達支援推進協議会は心身の発達に課題のある人に係る相談及び 支援などを住民や関係者、行政が共に継続的に推進し、広く意見を 求めていくことを目的に設置された協議会です。 市民セミナーは 心身の発達に課題のある人に対する地域への理解を促す目的で実施 する事業です。	23
ば	伴走支援	困り事そのものではなく、困り事を抱えた「その人」とつながり続 けることを目的とした支援のことです。	3
ひ	東近江市地域生活支援計画	生活困窮者自立支援制度の実施にあたり、本市としての方向性や事業の目的・取組内容などを定めた計画です。経済的困窮のみならず、孤立や制度の狭間の課題を抱えた人など広く相談を受け止め予防的な取組を重視する計画となっています。	4
ひ	避難行動要支援者	高齢者や障害者など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な人のことを言います。福祉関係者、近隣の人や自主防災組織などによる支援体制を確立し、その人の状態に対応したきめ細かな救援を行う必要があります。	19
Š	プラットフォーム	システムやサービスの土台や基盤となる環境のことを指し、様々な 地域課題を解決しながら地域づくりを進めるため「多様な主体が水 平に対話と協議をする場」として用います。	17
ほ	(相談支援) 包括化推進会議	多機関協働による包括的支援体制整備事業に位置づけられた会議で、①各相談支援機関の業務内容の理解、②それらとの連携方法、③地域住民の福祉ニーズの把握方法、④地域に不足する社会資源創出の手法、⑤本事業による支援実績の検証などについて、各相談支援機関などの関係者間で意見交換を実施するものです。	26
ぼ	防災と保健・福祉の連 携促進モデル(滋賀モ デル)	滋賀県では、防災分野と保健・福祉分野の連携による、個別避難計画作成のための取組「滋賀モデル」の推進が検討されています。本市においても、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉専門職などの防災・福祉関連団体と緊密に連携することで、全ての住民の災害時の避難への関心を高め、災害発生時における要支援者の命を守るため、地域の特性に応じた「誰一人取り残さない」防災の実現を目指しています。	20
や	ヤングケアラー	法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。	1
Ś	ラウンドテーブル	出席者の序列や上下関係を問わず、フラットな立場での意見交換を 目的にした会議です。	21

## 4 東近江市地域福祉計画推進委員会要綱

平成23年6月1日

告示第 288 号

改正 平成26年4月1日告示第231号

平成 29 年 4 月 1 日告示第 181 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第107条の規定に基づき 策定した東近江市地域福祉計画(以下「計画」という。)の推進に資するため、東近江市地域福祉計画推進 委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 計画の策定及び変更に関すること。
  - (2) 計画の進行管理及び評価に関すること。
  - (3) 法第55条の2第6項に規定する地域公益事業に係る意見聴取に関すること。
  - (4) その他計画の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 公募による市民
  - (3) 福祉施設·福祉団体関係者
  - (4) 保健·医療関係者
  - (5) 地域市民団体関係者
  - (6) その他市長が必要と認めた者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、計画の策定に携わった委員は、策定後の1年間任期を継続するものとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めること ができる。

(作業委員会)

- 第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査、資料の収集等を行うために、作業委員 会を置くことができる。
- 2 作業委員会の委員は、市職員等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 作業委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第8条 委員会若しくは作業委員会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、健康福祉部健康福祉政策課に置く。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年6月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。 附 則 (平成26年告示第231号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成 29 年告示第 181 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(東近江市地域福祉計画策定委員会要綱の廃止)

2 東近江市地域福祉計画策定委員会要綱(平成21年東近江市告示第322号)は、廃止する。

## 5 東近江市地域福祉計画推進委員会委員名簿

(敬称略)

番号	氏 名	所属
1	平野 隆之	日本福祉大学 教授
2	辻 希恵	公募委員
3	山田 滋	東近江市民生委員児童委員協議会 会長
4	堤 洋三	てんびん倶楽部 代表 社会福祉法人六心会 理事長
5	太田裕子	東近江市社会福祉協議会地域福祉課 課長
6	谷口和男	中野地区社会福祉協議会 会長
7	楠神 渉	特定非営利活動法人加楽 理事長
8	小島 滋之	社会福祉法人八身福祉会 施設長
9	竹中 克彦	一般社団法人東近江医師会 (竹中医院)
10	佐川 昭子	蒲生地区まちづくり協議会 会長
11	中嶋 久仁子	特定非営利活動法人 まちの相談室 よりそい
12	野々村 光子	東近江圏域 働き・暮らし応援センター "Tekito-" センター長
13	中島 みちる	東近江市切れ目ない子育で拠点づくり事業 切れ目ない支援員 特定非営利活動法人エトコロ
14	上阪 よう子	東近江保護区保護司会 東近江地区会 会長

## 事務局

中西 眞弓	健康福祉部 部長
大菅 昭彦	健康福祉部 次長
中西 尚代	健康福祉部健康福祉政策課 管理監
井上 良一	健康福祉部健康福祉政策課 課長補佐
西野陽子	健康福祉部健康福祉政策課 係長

## 6 東近江市地域福祉プロジェクト委員名簿

令和2年度 (敬称略)

	氏名	役職	所 属
1	中西 尚代	管理監	健康福祉部 健康福祉政策課
2	前川 浩彰	主査	健康福祉部 生活福祉課
3	森 佳子	主査	健康福祉部 福祉総合支援課
4	塚本 文子	副主幹	健康福祉部 福祉総合支援課
5	上田 仁志	主幹	健康福祉部 福祉総合支援課
6	堀口 幸子	係長	健康福祉部 長寿福祉課
7	栗田 典代	主幹	健康福祉部 障害福祉課
8	西川 奈光子	主幹	健康福祉部 健康推進課
9	木下 幸代	主幹	健康福祉部 東近江保健センター
10	浅田 陽子	副主幹	健康福祉部 発達支援センター
11	辻 恵子	課長補佐	健康福祉部 地域医療政策課
12	西川 誠	係長	総務部 まちづくり協働課
13	中井 基弘	係長	総務部 防災危機管理課
14	大内 瑞夫	係長	こども未来部 こども政策課
15	小林 亜樹	副主幹	こども未来部 こども相談支援課
16	深田 渉	課長補佐	商工観光部 商工労政課
17	小倉 弘実	主幹	教育委員会 生涯学習課

令和3年度 (敬称略)

	氏名	役職	所 属
1	中西 尚代	管理監	健康福祉部 健康福祉政策課
2	前川 浩彰	主査	健康福祉部 生活福祉課
3	勝田 一吉	主幹	健康福祉部 地域包括支援センター
4	塚本 文子	係長	健康福祉部 障害福祉課
5	上田 仁志	主幹	健康福祉部 健康福祉政策課
6	森 佳子	係長	健康福祉部 長寿福祉課
7	菅谷 照美	参事	健康福祉部 障害福祉課
8	西川 奈光子	主幹	健康福祉部 健康推進課
9	浅田 陽子	副主幹	健康福祉部 発達支援センター
10	西川 誠	係長	総務部 まちづくり協働課
11	中井 基弘	係長	総務部 防災危機管理課
12	大内 瑞夫	係長	こども未来部 こども政策課
13	堀口 幸子	課長補佐	こども未来部 こども相談支援課
14	福本 紀章	係長	商工観光部 商工労政課 (9月まで)
	藤本 慎司	課長補佐	商工観光部 商工労政課(10月から)
15	大橋 理恵子	主幹	教育委員会 生涯学習課

## 7 計画策定の経過

年 月 日	会議 等
令和2年7月27日	東近江市地域福祉プロジェクト委員会(第1回) ・第2次東近江市地域福祉計画の評価について ・社会福祉法改正について
11月24日	東近江市地域福祉プロジェクト委員会 (第2回) ・第3次東近江市地域福祉計画の柱立てについて
12月17日	第1回東近江市地域福祉計画推進委員会 ・第2次東近江市地域福祉計画の概要と取組状況について ・第3次東近江市地域福祉計画の策定方針について
令和3年1月28日	東近江市地域福祉プロジェクト委員会(第3回) ・第3次東近江市地域福祉計画の柱立てと項目について
2月18日	第2回東近江市地域福祉計画推進委員会 ・第3次東近江市地域福祉計画の検討方法について ・第3次東近江市地域福祉計画の項目案について
3月11日	団体ヒアリング (~3月18日まで 5団体)
4月20日	東近江市地域福祉プロジェクト委員会(第4回) ・第3次東近江市地域福祉計画の策定方針と計画骨子について ・プロジェクト委員会の役割分担について
5月20日	第3回東近江市地域福祉計画推進委員会 ・第3次東近江市地域福祉計画骨子案について ・第3次東近江市地域福祉計画策定の進め方について ・団体ヒアリング結果について
6月24日	東近江市地域福祉プロジェクト委員会 (第5回) ・第3次東近江市地域福祉計画の施策について
7月21日	第4回東近江市地域福祉計画推進委員会 ・第3次東近江市地域福祉計画施策案について
11月2日	東近江市地域福祉プロジェクト委員会 (第6回) ・第3次東近江市地域福祉計画案について
11月18日	第5回東近江市地域福祉計画推進委員会 ・第3次東近江市地域福祉計画案について ・パブリックコメントの実施について
12月8日~1月7日	第3次東近江市地域福祉計画(案)に対するパブリックコメント
令和4年1月27日	第6回東近江市地域福祉計画推進委員会 ・パブリックコメントの実施結果について ・概要版案について

## 第3次東近江市地域福祉計画

令和4 (2022) 年3月

発行:滋賀県東近江市健康福祉部健康福祉政策課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町 10番5号

電話:0748-24-5512 FAX:0748-24-5693

IP: 050-5801-0945

協力:日本福祉大学福祉政策評価センター

